

国民年金に関するお知らせ

知っていますか？ 国民年金保険料の免除制度

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

* 付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

▷免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額または一部免除となります。

▷納付猶予申請

50歳(平成28年6月までは30歳)未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

▷学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

過去2年までさかのぼって免除申請ができます

一定の将来期間のほか、過去2年(申請月の2年1カ月前の月分)までさかのぼって免除を申請できます。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

保険料の追納が可能です

10年以内であれば免除等を受けた期間の保険料(当時の保険料に一定額が加算)をさかのぼって納め、将来受け取る年金額を増やすことが可能です。

国民年金に関する電子申請が始まりました!

国民年金に関する手続きの一部について、マイナポータルを利用して電子申請ができるようになりました。パソコン、スマートフォンから24時間365日申請が可能ですので、ご活用ください。

電子申請が可能となった手続き

▷国民年金の第1号被保険者加入の届出(退職後の厚生年金からの切替等)

▷国民年金保険料の免除・納付猶予の申請

▷国民年金保険料の学生納付特例の申請

* 電子申請にはマイナポータルの利用者登録が必要となりますので、ご注意ください。

問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル TEL0570-003-004

* 050から始まる電話の場合 TEL03-6630-2525

受付時間…月曜～金曜日8:30～19:00/第2土曜日

9:30～16:00(祝日、12月29日～1月3日を除く)

納付、全額免除、一部免除、納付猶予、未納とは

	老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に	老齢基礎年金額の計算に
納付	含まれる	含まれる
全額免除	含まれる	含まれる*1
一部免除	含まれる*2	含まれる*1、2
納付猶予(学生納付特例)	含まれる	含まれない
未納	含まれない	含まれない

*1 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります(括弧内は平成21年3月までの免除期間)。

▷全額免除の場合 2分の1(3分の1)

▷4分の3免除の場合 8分の5(2分の1)

▷半額免除の場合 4分の3(3分の2)

▷4分の1免除の場合 8分の7(6分の5)

*2 一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

新型コロナウイルス感染症に係る特例措置

感染症の影響による収入の減少があり、相当程度まで所得低下の見込みがある方の免除申請や、入学式の遅れ等により学生証の交付が遅延している学生の学生納付特例申請について、特例措置があります。詳細は日本年金機構のホームページを参照いただくか、国保年金課までお問い合わせください。

納付案内について民間委託を実施しています

日本年金機構では民間事業者に業務委託し、保険料納付が確認できない期間がある場合、電話・文書・戸別訪問により、納付案内をさせていただきます。

委託事業所(令和4年4月1日現在)

株式会社アイヴィジット TEL0570-021-781

* 本事業所が戸別訪問する場合、年金機構から委託されている旨の説明や、身分証を提示することとなっています。また、ATMの操作により振り込みを求めることや、国民年金保険料納付書をお持ちでない場合に現金を領収することはありません。

* 年金事務所や市職員を装った振り込め詐欺や訪問詐欺が発生しています。ご注意ください。

問い合わせ先…国保年金課 内線2342